

資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)

資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)は、「循環型社会」を形成していくために必要な取り組みである「3R」を総合的に推進するための法律です。「循環型社会」とは、廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有用なものは循環資源として利用し、循環資源として利用できない廃棄物は適正に処理することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷¹⁾ができる限り低減される社会をいいます。「3R」は、廃棄物の発生を抑制する「リデュース」(Reduce)、廃棄物を再使用する「リユース」(Reuse)、そして廃棄物を原材料として再利用する「リサイクル」(Recycle)の3つの語の頭文字Rをとった言葉です。

「3R」を促進するためには、国、地方公共団体および事業者の取組みとともに、消費者の協力が不可欠です。資源有効利用促進法では、消費者に対して、製品の長期間使用、再生資源および再生部品の利用の促進に努めるとともに、分別回収や販売店を通じた引き取りなど、国、地方公共団体および事業者が実施する措置に協力することを求めています。

消費者が正しくゴミを分別できるよう、アルミ

■識別マーク例



■自主的表示例



ニウム製・スチール製の缶(飲料・酒類用)、PETボトル(飲料・特定調味料²⁾・酒類用)、プラスチック製容器包装³⁾、紙製容器包装⁴⁾などについては、資源有効利用促進法に基づき、材質を識別するため

のマークの表示が義務づけられています。そのほか、飲料・酒類用紙パック(アルミ不使用のもの)、ダンボール製容器包装などについても、関係業界団体が自主的な表示を行っています。

また、環境物品等(環境負荷の低減に資する物品・サービス)を選ぶ際に参考となる「環境ラベル」もいろいろあります。第三者機関や業界団体等が実施しているもののほか、個々の事業者が自ら実施しているものもありますので、運営主体や認定基準等を確認した上で参考にするとよいでしょう。

【環境ラベルの例】

〈エコマーク〉

ライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく環境保全に役立つと(財)日本環境協会から認定された製品に付けられるマーク



〈PETボトルリサイクル推奨マーク〉

PETボトル協議会から認定されたPETボトル再商品化製品に付けられるマーク



【注】

- 1) 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。
- 2) 平成21年11月末現在、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢およびドレッシングタイプ調味料が、「特定調味料」に指定されています。
- 3) 飲料・特定調味料・酒類用のペットボトルは除かれます。
- 4) 飲料用紙パック(アルミ不使用のもの)およびダンボール製容器包装は除かれます。

★「3R」について詳しくは…

経済産業省「3R政策」
<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/>

★環境ラベルについて詳しくは…

環境省「環境ラベル等データベース」
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/>